

発行：北恵株式会社 〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14 TEL.06-6251-6701
http://www.kitakei.jp/

世界的な環境政策の流れの中 住宅の省エネ性能向上は必須

国土交通省の社会資本整備審議会・建築分科会建築環境部会（部会長＝深尾精一首都大学東京名誉教授）は10月29日の会議で2020年の省エネ基準適合義務化に向けた課題等を検討した。業界団体の委員からは、2020年の義務化は現実的ではないといった意見が出された。一方で、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が10月8日にまとめた特別報告書が、世界に衝撃を与えている。現在のペースで地球温暖化が進んだ場合、早ければ2030年にも、世界の平均気温が産業革命前から1.5度上昇する可能性が高いと指摘する一方、1.5度未満に抑えれば、パリ協定で目標とされた2度未満と比べて、海面上昇のリスクが軽減できることを指摘した。日本もパリ協定を踏まえて環境政策を進めているが、国際的には今回のIPCC特別報告を基に、1.5未満に抑える流れが加速することが予想される。日本の新築戸建の省エネ基準適合率は依然5割程度に止まっている状況で、省エネ基準適合義務化も2020年の実施は困難な情勢。だが、世界的な潮流を踏まえれば、新築戸建住宅の省エネ基準適合義務化の早期実現が求められる情勢だ。

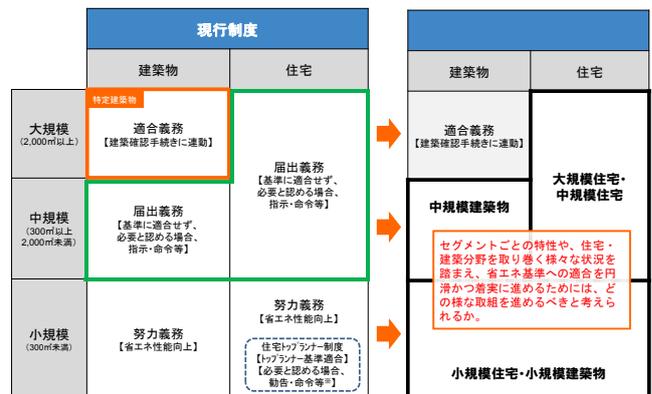
建築物への省エネ基準の適合義務化は、現在は2000㎡以上の大規模建築物（非住宅）に実施されているが、それ以外の建築物について、どのように義務化を図るかが、現状では未定の状態だ。会議では、大規模建築物以外の▽中規模建築物（非住宅）▽大規模住宅・中規模住宅▽小規模住宅・小規模建築物——のセグメントごとに対応を図る考えが示された＝右図参照。現行の大規模建築物と同様の適判対象とするのはどのセグメントか検討する。また、適合義務制度の対象としないセグメントを設ける場合には、設計段階で建築主の省エネに関する意識向上のための措置を講じる考えなどを例示。住宅トップランナー制度の対象に注文戸建住宅や賃貸アパートを大量に供給する事業者を加える案も出された。

住宅生産団体連合会（住団連）の三浦敏治委員は省エネ関連講習会の受講経験がない中小工務店も多く、省エネに関する情報・理解度ともに不足しがちと指摘。基準への対応は数十万円／戸のコストアップとなるが、顧客に説

明しても価格の据え置きを求められ、メリット等を説明しづらいとした。2020年時点で全ての住宅に対して大規模建築物と同様の義務化は影響が甚大であり、現実的ではないと述べた。また中小工務店に対して省エネの意識づけや届け出の実施を促すためには、手続き・計算ともに合理化・簡素化に向けた見直しが必要と訴えた。

全国建設労働組合総連合（全建総連）住宅対策部長の徳森岳男委員は、工務店がユーザー側に魅力的なメリットだと感じずに動いていないことや、3万5000～4万円増／増ともいわれる基準適合の価値を説明できないこと等を指摘。省エネの施工や基準に慣れていない中小零細工務店が数多く存在するため、段階を踏んだ対応を求めた。

業界団体の委員以外からも、前真之委員は、あえて省エネ基準に適合しないことで価格競争力を得ているローコストビルダーがいると指摘。真面目に省エネに取り組んでいる事業者がコスト競争で不利にならないよう、一定の義務化は市場の公平性確保のために不可欠とした。



2050年ごろにCO₂を正味ゼロに

地球温暖化対策の国際的な取り組みは、現在は2015年12月にフランス・パリで開かれたCOP21で採択された「パリ協定」を基に、各国で進められている。パリ協定は、長期目標として、世界の平均気温の上昇を、産業革命

以前と比べて2度未満に抑えろとし、1.5度未満に抑える努力を追求することを掲げている。例えば、このままの状態では4度上昇の世界に突入した場合、アジアでは洪水被害や熱中症による死亡リスクが非常に高まる（下表）。しかし、2度未満に抑えれば、リスクは中程度には抑えられると予測されている。2度未満に抑えても、様々な災害等のリスクは軽減されるだけで、ゼロになるわけではない。

各国は、パリ協定を踏まえた目標を提出することとなっており、日本は2030年までに2013年比で温暖化ガス排出量を26%削減する目標を設定。日本以外では▽EU＝2030年に少なくとも温暖化ガスを40%削減（1990年比）▽アメリカ＝2025年に26～28%削減（2005年比）。28%削減に向けて最大限取り組む▽中国＝2030年までにGDP当たりCO₂排出量60～65%削減（2005年比）。2030年前後にCO₂排出量をピークにする▽インド＝2030年までにGDP当たり排出量33～35%削減（2005年比）――などの目標を提出している。ただし、各国の目標を合計しても、2度上昇は避けられず、100年後には3度上昇するとの予測もある。さらなる積極的な取り組みが各国に求められているのが現状だ。

パリ協定でも1.5度未満に抑えるという努力目標は言及されていたが、今回、IPCCが特別報告としてまとめた背景には、海面水位上昇によって国の存続さえ危ぶまれる小島嶼国や途上国から、2度目標への強い不満が出されていたことがある。特別報告は、人為活動によって、工業化以前の水準よりも現在は、約1度温暖化していると推定。現在の度合いで続けば、2030～52年の間に1.5度上昇する可能性が高いとした。2100年までの海面水位の上昇は、1.5度の温暖化の場合は、2度の温暖化よりも0.1m低いと予測。1.5度に抑えるには、世界全体の人為的なCO₂排出量

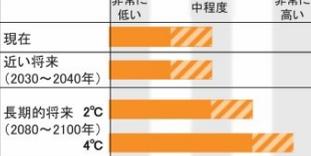
を、2030年までに約45%（2010年比）削減し、2050年前後に正味ゼロにしなければならない。

一方で、1.5度の地球温暖化は負の影響だけではなく、例えば、温暖化への適応と緩和に対する投資の増加、技術革新の加速化、技術的なイノベーションなどが期待できる。特別報告は「持続可能な開発は、1.5度の地球温暖化に抑えることに寄与する社会及びシステムの根源的な移行と変革を支援し、また多くの場合それを可能とする。それらの変化は、貧困撲滅と不公平の低減と共に、野心的な緩和と適応を実現する、気候に対してレジリエントな開発経路の追求を促進する」としている。特別報告はまた、国や地方、市民社会、民間部門、先住民族、地元の（ローカルな）コミュニティの気候行動の能力を強化することによって、1.5度に抑えるための「野心的な行動の実施支援が可能となる」と指摘している。

住宅の性能向上は必須

今回の特別報告を踏まえれば、温暖化を1.5度上昇に抑える方向に、世界の潮流が向かうことが予想される。指摘されているように各国の目標を合計しても2度上昇に抑えることは不可能な情勢である以上、さらなる目標の上乗せが求められる可能性も否定できない。

日本の住宅部門に関して言えば、ZEHなど省エネ・断熱性能が高い住宅も増えているものの、省エネ基準に適合していない住宅も依然として多く建っている。国際公約の観点から言えば、新築戸建の省エネ基準適合は最低限のライン。省エネ基準の断熱水準がH11基準のレベルに止まっていることを踏まえると、ZEH等の普及促進や、既存住宅の省エネ性能向上は必須の状況にあることは間違いないと言える。

アジア				
主要なリスク	適応の課題と展望	気候的動因	時間軸	リスク及び適応の可能性
アジアにおけるインフラや居住に対し、広範な被害をもたらす河川沿い、沿岸域、都市部での氾濫の増加（確信度が中程度） [24.4]	<ul style="list-style-type: none"> 施設による対策とそれ以外による対策、効果的な土地利用計画、選択的移住を通じた曝露の軽減 ライフラインに関するインフラとサービス（例：水、エネルギー、廃棄物管理、食料、バイオマス、モビリティ、地域の生態系、通信）における脆弱性の低減 モニタリング及び早期警戒情報システムの構築；曝露された地域を特定し、脆弱な地域や世帯を支援し、生計を多様化させる対策 経済の多様化 		現在 近い将来 (2030～2040年) 長期的将来 2°C (2080～2100年) 4°C	非常に低い 中程度 非常に高い 
暑熱に関連する死亡リスクの増大（確信度が高い） [24.4]	<ul style="list-style-type: none"> 暑熱に関する健康警戒情報システム ヒートアイランド現象を軽減するための都市計画立案；建築環境の改善；持続可能な都市の開発 屋外作業員の熱ストレスを回避する新たな働き方の実践 		現在 近い将来 (2030～2040年) 長期的将来 2°C (2080～2100年) 4°C	非常に低い 中程度 非常に高い 
栄養失調の原因となる干ばつによる水・食料不足の増大（確信度が高い） [24.4]	<ul style="list-style-type: none"> 早期警戒情報システム及び地域対応戦略など災害への備え 適応的/統合的水資源管理 水に関するインフラや調整池の開発 水の再利用を含む水源の多様化 より効率的な水利用（例：改良された農業慣行、かんがい管理及びレジリエントな農業） 		現在 近い将来 (2030～2040年) 長期的将来 2°C (2080～2100年) 4°C	非常に低い 中程度 非常に高い 

余剰電力買取期間満了の住宅用太陽光発電に対応 資源エネルギー庁がサイト開設

住宅用太陽光発電システムに関して、2009年11月からスタートした余剰電力買取制度の適用を受けた設備は、固定価格買取制度（FIT）による買取期間が10年に設定されているため、来年11月以降、順次買取期間が満了を迎える。こうした状況を踏まえ、経済産業省資源エネルギー庁はこのほど、買取期間満了を迎える家庭向けに情報提供するポータルサイトを開設した。今後、買取期間満了後の選択肢や今後のスケジュール等の情報を掲載するほか、買取期間満了の家庭向けにサービスを提供する「小売電気事業者」なども掲載する。

例えば、2009年10月以前に売電を開始した設備は2019年11月に買取期間が満了。2009年11月に売電を開始した設備は2019年11月に満了する。2012年11月に売

電を開始した設備は2022年11月に満了することになる。

資源エネルギー庁は、住宅用太陽光発電設備が買取期間満了後も自立的な電源として発電する役割が期待されているとした上で、買取期間終了という環境変化が、太陽光発電設備を設置している家庭にとって「自家消費型のライフスタイルへの転換を促す契機」となるとともに、事業者にとってもビジネスチャンスになると指摘。「政府としてもこうした取組を後押しするべく、買取期間満了後の選択肢や今後の対応について広く周知するためポータルサイトを開設」したとしている。

同ポータルサイトは設置家庭向けには▽買取期間満了後の選択肢や、余剰電力の買取りを希望する事業者情報の提供▽小売電気事業者等による買取メニューの公表スケジュール▽トラブル回避の注意喚起——等を掲載。事業者向けには▽余剰電力の買取りを希望する事業者として本ポータルサイトに登録（登録希望事業者募集中）▽買取期間満了を迎える世帯の地域別の概数——等の掲載を予定している。

一方で、経産省は、買取期間が終了後、パネルを貼り替えて同じ住所で再度FITの認定を受けようとする「リプレース」について、FIT適用を認めない方針だ。太陽光パネルは、20～30年間からそれ以上発電し続けることが可能。住宅に設置された太陽光パネルは、改築・解体等をするまで設備が維持されて稼働し続けることが期待されており、買取期間が終了したあとは、前述のように自家消費利用の増加等が期待されている。買取価格を決める経産省の調達価格算定委員会では、再生可能エネルギー導入拡大と国民負担の抑制のため、リプレースの促進は重要としつつ、「原則、FITに頼らずにリプレースを行うべき」と指摘していた。

選択① 自家消費

電気自動車や蓄電池・エコキュートと組み合わせるなどして「自家消費」する。

家庭用蓄電池を購入して、太陽光発電でまかなえる電力を増やす

昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車を購入し、発電した電気を自動車の動力等に使う

昼間に発電した電気を、電気自動車などに充電することで、自動車の動力や家庭の電気製品などの電力として、使用することができます。

選択② 相対・自由契約

余剰電力を「売電」する。

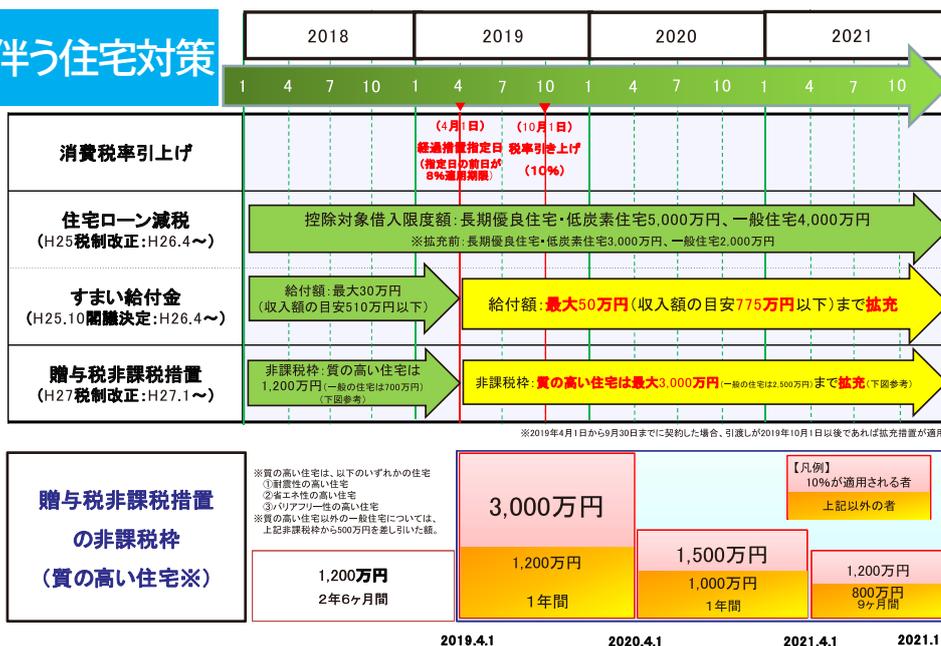
売電できる事業者に対し、相対・自由契約で余剰電力を「売電」する

小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買取ってもらうことができます。

消費税率引き上げに伴う住宅対策

国土交通省は、来年10月の消費税率引き上げに伴って住宅取得支援策を講じる予定だが、既に決定しているすまい給付金の拡充や贈与税非課税枠の拡充等について改めて周知広報を実施している。

注文住宅の請負契約等に関しては経過措置が設けられており、他分野より早い駆け込み需要と反動減の動きが想定されるため、早目に周知広報をスタートした。



キタケイの提供するプライベートブランド
 環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 “ スプロートユニバーサル ”
 企画・製造から販売までトータルにプロデュースし、心からご満足いただける住まいづくりをバックアップします



www. sprout-univ. com

遮熱・透湿・防水・防風

HEAT BARRIER SHEET II



規格サイズ

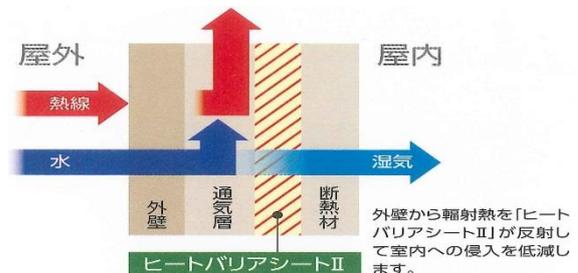
品名	ヒートバリアシートII
品番	HBI-50
サイズ	0.2mm×1,000mm×50m巻
入数	1本/ケース
税別価格	¥24,000-/本

⚠ ヒートバリアシートII 使用上のご注意

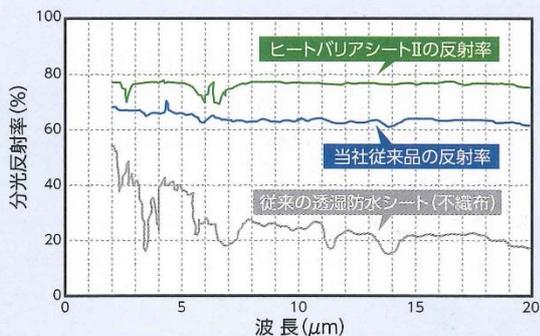
- ※当商品は壁用ですので、屋根、天井には使用しないでください。
- ※当商品を火や高熱物に近づけないでください。
- ※当商品を直射日光に当たる場所には保管、放置しないでください。

ヒートバリアシートIIの特徴

遮熱機能を持ち、かつ従来の透湿防水シートの施工性・高い透湿性と防水性を保持した商品です。遮熱性に反射率の高いアルミ箔ではなくアルミ特殊コーティング不織布を使用しているのも透湿性を確保する為です。透湿性能は内部結露を防止する上で非常に重要であり、高い透湿性がヒートバリアシートIIの特徴です。



■遮熱性



■遮熱効果(通過熱量差)

